

(案)

令和5年度 2025年大阪・関西万博(日本国際博覧会)を契機としたサス

テナブルな「脱炭素化ツアー」企画・開発、プロモーション事業

二次募集

仕様書

■ 公募期間

受付開始 : 令和5年8月24日(木)

受付締切 : 令和5年9月19日(火)17時(厳守)

■ ホームページ

<https://osaka-zct.jp/>

■ 問合せ先

「令和5年度 万博を契機とした観光分野における温室効果ガス排出量の可視化・脱炭素化支援事業」事務局(大阪ゼロカーボン共同体)

電話番号:06-4256-8178

電子メール : r5_dts@tobutoptours.co.jp

令和5年8月

令和5年度 万博を契機とした観光分野における温室効果ガス排出量の

可視化・脱炭素化支援事業 事務局(大阪ゼロカーボン共同体)

【目次】

I	公募内容	p.1
I.1	申請主体	p.1
I.2	公募対象事業	p.1
I.3	事業規模	p.3
I.4	事業実施期間	p.3
I.5	留意事項	p.3
II	対象経費	p.4
II.1	対象経費	p.4
II.2	対象経費に関する留意事項	p.4
II.3	単価等上限	p.5
III	留意点	p.6
III.1	事業の実施に付随する業務	p.6
III.2	申請内容等について	p.7
III.3	事業開始及び事業期間中について	p.7
III.4	事業完了後について	p.7
III.5	メディア等からの問合せ等について	p.8
III.6	その他	p.8

I. 公募内容

1. 申請主体

申請主体は以下のすべてに該当すること。

- ① 申請者は以下に該当すること。
 - ・ 第1種、第2種、第3種のいずれかの旅行業者登録がされていること。
 - ・ 修学旅行の実施実績を有すること。
- ② 法人格を有しない団体が事業者となる場合には、公募対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすこと
 - ・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
 - ・ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - ・ 活動の本拠としての事務所を有すること
- ③ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 直近1カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑥ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人等であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- ⑧ 大阪市より入札停止処分を受けていないこと。再委託事業者に関しても同様。

2. 公募対象事業

以下の(1)～(2)の事業の提案を公募する。

提案時点で求める企画提案内容、事業選定後に対応が求められる事項をそれぞれ記載している。それらを踏まえた提案を求める。なお、本事業を効果的に進める追加提案は妨げない。

(1) 教育旅行における脱炭素化ツアーの企画・開発

2025年大阪・関西万博の開催期間中(2025年4月13日(日)～10月13日(月))において半日以上万博への来場及び大阪近郊における宿泊を前提とした脱炭素化ツアーを企画・開発すること。

企画開発する脱炭素化ツアーは以下の要件(定義及び基本ルール)を満たすことが求められる。なお、提案時においては下記要件を可能な限り満たす企画を提案することを求める。採択された事業者には事業開始後、下記要件を満たすツアーの企画・開発にむけて、事務局と連携のもと、ツアー内容の検討・見直しを求めることがある。

① 本事業における脱炭素化ツアーの定義

- 修学旅行(教育旅行)を実施する全国の小学校・中学校・高等学校を主なターゲットとする。
- 2025年大阪・関西万博への半日以上の上場、及び大阪近郊(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県)での宿泊を含むものとする。
- 移動や宿泊、食事等の観光分野に関わる事業者が、温室効果ガス排出量を可視化し、温室効果ガスを削減する取り組みや、環境負荷が小さい交通や環境に配慮した内容が含まれるツアーである。
- 旅行に伴う温室効果ガス排出量の少ないツアーである。
- 脱炭素に関する事前学習及び事後学習などを組み込んだ内容である。
- 今年度中に企画開発及びプロモーションを行う。

【注意:脱炭素化ツアーとして該当しないもの】

- ✓ 旅行の行き先の変更のみによって排出量減少をめざすツアー
(例:関東発のツアーで、行き先を沖縄から大阪へ変更する)
- ✓ 非現実的な移動手段によって排出量減少をめざすツアー
(例:北海道発のツアーで、移動手段が列車利用である)
- ✓ カーボンオフセットのみで脱炭素とするツアー

- ## ② 脱炭素化ツアーの企画・開発の基本ルール(※事業採択後に事務局と連携して対応)
- 各事業者で統一した基準のもとで温室効果ガスの削減効果を算定するために、事業採択後、脱炭素化ツアー企画・開発において下記の基本ルールへ対応することを求める。なお、算定にあたっては、温室効果ガス排出量可視化ツールの無償提供、算定方法に関する助言等を事務局から行うことを予定している。

(ア)算定方法について

旅行事業者ごとに温室効果ガス排出量の算定方法が異なると、削減効果が不明瞭になる為、開発する脱炭素化ツアーの温室効果ガス排出量の算定方法は別途ルールを設ける。

ルールについては選定された事業者に対して、説明会を開催し詳細を示す。

尚、本事業では一人当たりの温室効果ガス排出量の算定を求めるが、簡便に算定するために事務局より可視化ツールの無償提供を行う。

(イ)削減効果の算定方法について

本年度の事業では、ツアー参加者の行動変容を促すことを目的としており、開発するツアーにおいて、主な旅行素材(交通手段や宿泊施設)については参加者が排出量を目安に、内容を選択出来るよう複数の素材を提案する事を求める。

削減効果の算定方法については、事務局より詳細を示す。

(2) 脱炭素化ツアーのプロモーション

2025年大阪・関西万博の開催地である大阪が、温室効果ガス排出量の少ない旅行先(修学旅行先など)として選択されるよう、行動変容を促すため、全国の小学校、中学校、高等学校を主なターゲットとして、開発した脱炭素化ツアーのプロモーションを行い、修学旅行を誘致すること。

修学旅行生を誘致するためにどのような工夫を行い、効果的なプロモーションを実施するのか提案すること。

3. 事業規模

大阪市の事業費による部分の事業の規模については、1件当たり250万円(税抜)を上限としますが、全体の応募件数の多寡や、選定委員会の審査等の結果を踏まえた上で、採択する金額を調整させていただくことがあります。

なお、大阪市の事業費による部分に加えて、自己負担による経費を計上することも可能です。仕様書内の対象経費に関する注意事項を確認してください。

※申請者が、事業主体として運営事務局と委託契約を締結し、原則、事業費の精算払いを行うことを想定しています。

4. 事業実施期間

運営事務局との契約締結日から令和6年3月29日までとします。

※本事業に採択されたとしても申請者と運営事務局の双方の契約が発効していない間は事業に着手することはできません。したがって採択後は迅速に契約締結を進めてください。

※令和6年度以降においても、事業の進捗について継続して調査する予定のため、大阪市が必要と判断した場合、関係する報告を求めることや、関係者への事情聴取を求める場合があります。

5. 留意事項

同一事業者による複数応募は不可とします。事業者内で調整の上ご応募ください。

Ⅱ. 対象経費

1. 対象経費

本事業において対象とする経費(以下「対象経費」という。)は次の【経費】及び【種別】のとおりとする。

対象経費については、大阪市の費用による部分に加えて、自己負担による経費を計上することも可能です。その場合も計上できる経費は対象経費のみです。自己負担による経費を計上した場合、収入額は自己負担による部分から差し引き、それでも収入額が生じた場合には、大阪市の費用による部分から差し引くこととします。

【経費】

ツアー造成・実施に向けて、総合的に取り組むために要する経費であって、運営事務局から承認を受けた事業実施計画書及び収支予算書に基づいて行われる取組に要する経費

【種別】

事業費(諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・消費税相当額)、再委託費、一般管理費

※1円未満の端数は切捨てしてください。

※再委託費においても上記種別のいずれかに該当する費用のみが対象となります。

※上記の種別のうち、諸謝金、旅費については、原則として「3.単価等上限」に記載の単価を上限とします。

※人件費は含みません。

2. 対象経費に関する留意事項【重要】

○経費計上の留意事項

- ・再委託費においても同様の点に留意し、経費を計上いただくこととなりますので、再委託先にも本留意事項を周知した上で、再委託費を計上してください。
- ・運営事務局との契約締結前に着手した取組については経費の対象外となりますので、ご注意ください。そのため、応募に要する経費等は、契約前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- ・事業内で新たに機材や装置等(例:PC、タブレット等)が必要となった場合は、購入ではなくリースでの対応としてください。購入した場合の経費は、本事業の対象とはなりません。

○事業の委託に関する事項

- ・事業の主たる部分(企画、実施、取りまとめ等)の委任はできません。
- ・採択後に、本事業の一部を申請者以外の者に委託する場合には、事前に運営事務局に可否を確認する必要があります。

○対象経費の精査に関する事項

- ・対象経費については、事業中又は事業完了後に運営事務局が精査し、原則、事業完了後に事業実施者へ支出する精算払いとなります。
- ・対象経費の支払は、適切な単価の設定根拠資料、見積書、事業者選定に係る資料、契約書、請求書(内訳書を含む)、領収書等の支払証明・根拠資料の確認ができたもののみに行われます。経費計上に当たっては十分留意してください。再委託費においても同様の書類を確認し、支払証明・根拠資料の確認ができたもののみ支払いを行います。このため、事前に再委託先にも本留意事項を周知した上で、再委託費を計上してください。
- ・事業実施者は、当該事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業終了後5年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。

○対象外経費

対象経費であることの確認がとれない経費は支払いの対象となりません。特に、以下のような経費は対象としません。

- ①国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ②建物等施設の建設・改修に関する経費
- ③消耗品に該当しない備品
- ④恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ⑤コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑥事業実施者における経常的な経費(事業実施者の人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- ⑦事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等(例:机、椅子、書棚等の什器類、事務機器)
- ⑧親睦会等に係る経費(会議費に該当するものを除く。)
- ⑨本事業の申請に要した費用
- ⑩宗教的儀式に係る費用(観光コンテンツの一部として実施するものであって、宗教的性格を持たないものを除く。)
- ⑪その他本事業と無関係と思われる経費

3. 単価等上限

特に旅費や謝金等に関する単価の上限は設けないが、全体の予算内で、妥当性のある金額とすること。

Ⅲ. 留意点

1. 事業の実施に付随する業務

○事業実施計画書の作成

採択後に事業を実施するにあたり、選定委員会・外部有識者等の意見を踏まえ、運営事務局と調整の上、申請内容等を基に、改めて詳細の事業実施計画書を作成していただきます。申請時に提出いただいた事業計画書から内容を修正していただく場合があります。

○業務見積書の作成

採択時点では事業総額及びそのうち大阪市の費用による部分の金額の上限のみを確定します。その後、対象経費の精査を踏まえた収支予算書の修正等を行います。

○事業の進捗状況等の報告

選定された実証事業の進捗・執行管理は、基本的に、事業申請者が実施し、運営事務局がサポートします。このため、本事業の期間中は、適宜、進捗状況等を運営事務局へ報告していただきます。

○事業報告書の作成

本事業の取組について、事業実施の結果得られた、成果、改善点、対応策等を取りまとめ、実績報告を行います。事業期間内に当該事業に関する報告書(脱炭素化ツアーの企画・開発、プロモーションの実績報告)を作成していただきます。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業の成果、課題の抽出、横展開に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容や分量に関しては運営事務局と協議の上で定めます。

(1) 提出期限(目安): 令和6年3月 中旬

(2) 提出部数: 電子データ1部

※電子データは、PPT形式で提出してください。

(3) 提出方法 電子メール

(4) 提出先

【大阪市】「令和5年度 万博を契機とした観光分野における温室効果ガス排出量の可視化・脱炭素化支援事業」事務局(大阪ゼロカーボン共同体)

電子メール : r5_dts@tobutoptours.co.jp

(5) 報告書の内容(想定)

- ・ 企画・開発した脱炭素化ツアーの内容(ターゲット、行程等)
- ・ 実施した脱炭素化ツアーのプロモーション内容(セールス実績、成果等)
- ・ 企画・開発した脱炭素化ツアーの温室効果ガス削減効果(算定方法含む)
- ・ 次年度の実施計画(プロモーション等)、KPI 等

2. 申請内容等について

- (1) 事業の内容は宗教活動や政治活動を目的としないこととします。
- (2) 事業の選定を受けた組織や団体、協議会等は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に運営事務局の承認を得なければならないこととします。
- (3) 申請書に虚偽の記載を行った場合は、本申請を無効とします。

3. 事業開始及び事業期間中について

- (1) 選定された事業者(複数の団体が共同して申請する場合は、代表となる申請者)は、事業を開始するに当たり、運営事務局と契約を締結し、当該契約に基づき事業を実施していただきます。
- (2) 事業実施者は、運営事務局から実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (3) 本事業の趣旨に鑑み、運営事務局又は運営事務局が派遣する有識者から、事業内容等についてコーチング(改善指導等)を実施することがあります。
- (4) 選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択された事業の適正な遂行等の義務が生じます。

4. 事業完了後について

- (1) 事業の実施者は事業完了後、完了報告書等を所定の期間内に提出していただきます。提出書類の内容や様式は、事業実施者に対し別途指定します。
- (2) 事業完了後には、他の地域における取組の参考となるよう、大阪市等により、本事業の成果やコーチング(改善指導等)内容を公表することを予定しております。なお、(1)において提出いただいた報告書は、大阪市等において公表することがあります。(非公開情報を除く)
- (3) 令和6年度以降においても、本事業に関しての実施報告等を求める場合があります。

5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から事業について問合せや取材があった場合、必ず大阪市又は運営事務局に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送されるなどした際にも、必ず大阪市又は大阪市が別途指定する運営事務局にその内容をご報告ください。また、その報告の内容を事業実施報告書に含めてください。

6. その他

- (1) 採択された事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (2) 事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。
 - ① 成果物に関する著作権(※)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は原則として大阪市に帰属するものとするが、大阪市と協議の上、事業実施者と運営事務局との契約において、事業実施者がその著作権を取得することができるものとする。
 - ② 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
 - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
 - ④ 事業実施者は、成果物の一部修正等を大阪市に認めることとする。※著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」
- (3) 本事業を実施するにあたり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等により、適切に対応することとします。
 - ① 提供された情報、本事業実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
 - ② 提供された情報、本事業実施において知り得た情報については、1年間の瑕疵担保期間の終了後に全て消去する。
 - ③ 提供された情報、本事業実施において知り得た情報については、日々厳重の管理体制のもと管理する。